

プレミアム体験ツアー造成と OTA を活用した販売プロモーション業務
(台湾・韓国向け 親孝行・感謝旅 実証事業)
公募型プロポーザル 仕様書

1 業務名

プレミアム体験ツアー造成と OTA を活用した販売プロモーション業務
(台湾・韓国向け 親孝行・感謝旅 実証事業)

2 業務目的

昨今、日本を訪問する外国人の多くは、明確な目的を持って訪問する傾向があり、訪日回数が増えるほど高額消費に繋がる傾向が見られることから、着地型コンテンツとしては、より満足度の高い、深掘り体験への需要が高まっている。

また、訪日回数を重ねるほど地方部への訪問率が高まっており、神戸空港の就航先としても重要なターゲット国である「台湾・韓国」の訪日リピーターは、地域ならではの特別感のある体験を求める傾向にある。加えて、家族への感謝を目的とした「特別な体験」を贈る「感謝の旅行」のニーズも見られ、3世代が揃ってゆったりした時間を体験できる「滞在型」旅行の需要も高まっていると言われている。

ユニバーサルツーリズムを推進し、特色ある温泉地を各地に有する兵庫県としては、上記ターゲット等を対象に、3世代で楽しめる特別な滞在型のコンテンツを整備するとともに、兵庫の強みを活かした効果的なプロモーションを展開し、訪日リピーターの獲得と宿泊単価のアップに注力する必要がある。

次年度以降は、今年度造成する特別感のあるコンテンツやツアーを県内の各温泉地へと展開し、他府県の宿泊プランとの差別化を図るとともに、観光消費額、宿泊日数の増加へと繋げることを目的とする。

【狙い】

- ・ユニバーサルツーリズムのさらなる推進と商品化につなげる。
- ・シニア連れのためのゆったりした滞在型旅行の推進により、平均宿泊数の増加を図る。
- ・「親孝行」「感謝を贈る」ための特別宿泊プランの造成で消費単価向上を図る。
- ・本県に強みがあるテロワール(食・酒)、リトリート(温泉・文化体験)との親和性に注目した商品化を行う。
- ・次年度以降、県内各温泉地へと横展開を図り、中国や香港など、同様の文化を持つ国の富裕層向けに販促プロモーションを実施する。

3 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、委託者という）

4 業務の委託期間

(1) 委託費 3,000 千円以内（消費税及び地方消費税額を含む）とし、委託料には

業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

(2) 契約期間 契約開始日 ～ 令和9年3月31日

5 業務内容

(1) プレミアム体験ツアー造成（以下、プレミアムツアーという。）

ア 本 数 1本以上

イ 対象国 台湾・韓国

※中でも、日本の「食文化」に深い興味を持ち、家族のために、特別な旅行を計画するなど、旅に「サプライズ」と「特別感」を求めるような富裕旅行層

- ウ 内容等
- ①テロワール(食・酒)、リトリート(温泉・文化体験)の要素を盛り込み、実際に体験・体感できる宿泊プランであること
 - ②3世代で、ゆったりと滞在できる温泉地(宿)を選定すること
 - ③選定した温泉地の関係者、有識者等の意見を反映してプランニングすること
 - ④「親孝行」「感謝を贈る」ための特別な体験プランが含まれること
 - ⑤事業終了後も、継続して販売できるプランであること
 - ⑥神戸空港着、1泊2日以上 of ツアープランであること。発地は提案によるが、より現実的なコースであること

エ タリフ プレミアムツアータリフ、ツアーに含まれるコンテンツタリフのそれぞれを作成すること。

【タリフ項目(例)】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金(税込)、料金に含むもの(含まないもの)、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所(名称、住所、アクセス方法、駐車場情報)、送迎の有無、送迎場所(名称、住所)、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢(同伴・同意の別)、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項(ものづくりの際に作れるもの・個数・受け取り方法等、インバウンド受け入れ手法等) など

[注] 言語については日本語、英語、繁体字の3種類とする。

(2) 現地モニターツアーの実施

ア 回 数 1回(3社3名以上)

イ 内 容 プレミアムツアーにかかる情報発信するにあたり、影響力の高いメディア、インフルエンサー、KOL等を招聘した現地モニターツアーを実施。現地体験を通して、旅行商品に対するコンサルティングも実施し、さらなるブラッシュアップを行う。

- ウ 対 象
- ①海外向けプレミアム旅行サイト運営担当者
 - ②海外富裕層向けインフルエンサーやKOL
 - ③海外向けOTAサイトの上級会員 等

- エ 販 促 招聘者は、体験した内容を自らのアカウントで臨場感あふれる動画、写真などを自らのアカウントで発信してPRし、販売サイトへの誘導を行う。発信は、兵庫県の強みである「温泉」「ウェルネス」「ユニバーサル対応」が十分に伝わる内容であること。
- オ その他 招聘者に対するアンケート調査を実施すること。結果を集計・分析した後、コンテンツ事業者、宿泊事業者にフィードバックを行い、コンテンツのブラッシュアップに繋げること。

(3) プレミアムツアー販売

- ア 造成したプレミアムツアーは、海外OTAサイト上で販売・催行する
- イ 台湾・韓国の3世代で旅行を楽しむ「富裕旅行層」向けに、最も効果的な販売手法を提案すること
- ウ 販売結果について効果測定を実施し、分析結果を提出すること

(4) その他ポイント

上記(1)～(3)までの業務について、業務目的に資するような効果的な自主提案があれば追加すること。

6 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、実績結果等を記載した「事業完了報告書」と作成したタリフ・販促用資料のデータを委託者に提出しなければならない。

ア 事業完了報告書

業務の実施期間、実施した業務の一覧、実績等を成果物として取りまとめたものとし、紙媒体及び電子データを各1部提出すること。納品方法は委託者が確認できるものであれば指定しない。

イ コンテンツタリフ

委託者が指定するGoogleスプレッドシート(1コンテンツあたり1シート。日本語、英語、繁体字の3種類)にて作成・納品すること。

※事業終了時に編集権限を委託者に譲渡(または指定の共有ドライブへ格納)すること。

※閲覧・印刷用として、PDF形式のデータも併せて納品すること。

ウ 販売補足資料

パワーポイント形式とし、日本語、英語、繁体字の3種類で作成すること。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部 企画開発課
(神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

令和9年3月31日(火)17時

7 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される事業完了報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

8 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
 - ア 契約に関する事務は委託者で行う。
 - イ 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ウ 契約条項は、委託者において示す。
 - エ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合、及び過去2年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他理事長が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
 - ア 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - イ 上記アにより契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。
- (8) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。
なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任に

において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

- (9) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(10) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、観光本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は観光本部に対し全ての責任を負うものとする。

(11) 適正な事業執行

受託者は、本業務が委託者との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

(12) その他

ア 受託者は、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議したうえで、その指示に従わなければならない。

イ 委託者が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、委託料又は契約期間若しくはその両方を変更する必要があるときは、協議により定めるものとする。

ウ 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ、定めるものとする。